

介護支援専門員の登録を受けるには、登録申請が必要です。

実務研修を修了した方は

・**様式第1号 介護支援専門員登録申請書を提出してください。**

※介護支援専門員実務研修修了後3か月以内に提出してください。3か月を過ぎると登録できませんので御注意ください。

※登録と同時に介護支援専門員証の交付を申請する場合は、様式が異なります。「2、介護支援専門員証の交付を受けるとき」の①をご覧ください。



様式

介護支援専門員登録申請書

平成 年 月 日

香川県知事 殿

(申請者) 氏 名 印

電話番号 (自宅 — —)

(勤務先又は携帯 — —)

介護保険法第69条の2第1項及び介護保険法施行規則第113条の7の規定により、次のとおり介護支援専門員の登録を申請します。

(フリガナ) 氏 名	
生年月日	(西暦) 年 月 日
住 所	(〒 —)
実務研修 修了年月日	(西暦) 年 月 日
欠格事由 該当の有無	介護保険法第69条の2第1項の各号に 該当する ・ 該当しない ※どちらかを○で囲むこと。
<p>介護保険法第69条の2第1項</p> <p>① 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>③ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>⑤ 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者</p> <p>⑥ 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者</p> <p>⑦ 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの</p>	

(添付書類)

1. 介護支援専門員実務研修修了証明書(写)
2. 住民票(6か月以内に交付されたもの)※香川県に住民票のある方は添付不要
3. 封筒(長形3号 12cm×23.5cm) ※表に住所・氏名を記載してください。切手は不要です。

(注意)

1. 氏名を自署して申請する場合は、押印を省略することができます。
2. 申請期限は実務研修修了後3か月です。